

26年度決算に基づく市の財政健全化判断比率などを公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により公表が義務付けられている財政健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）および資金不足比率について、26年度決算に基づく指標を公表します。

健全化判断比率

26年度決算に基づく算定結果は、実質赤字比率および連結実質赤字比率が「一（数値なし）」となり、早期健全化基準を下回る結果となっています。また、実質公債費比率は2・6%で25年度より1・3%の下降、将来負担比率は14・1%で25年度より9・9%の下降となり、いずれも基準を下回る結果となっています（下表1参照）。

比率が下降した主な要因は、標準財政規模（※1）が増加したことや、元金償還額以上の借入れを行わない地方債管理により、地方債残高が減少したことなどが挙げられます（下表1参照）。

（1）実質赤字比率
実質赤字比率は、一般会計などの実質赤字額の標準財政規模に対する割合を示しています。そのため、実質赤字額がない（実質収支額が黒字である）場合は「一（数値なし）」となります。

（2）連結実質赤字比率
連結実質赤字比率は、一般会計等のほか、公営事業全会計、公営企業会計の実質赤字額の合計の、標準財政規模に占める割合を示しています。この合計額が赤字とならない場合は、「一（数値なし）」と

表1 26年度 健全化判断比率 ※（ ）は前年度数値。単位%

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
東久留米市比率	一 (-)	一 (-)	2.6 (3.9)	14.1 (24.0)
早期健全化基準	12.32 (12.33)	17.32 (17.33)	25.0 (25.0)	350.0 (350.0)
財政再生基準	20.0 (20.0)	30.0 (30.0)	35.0 (35.0)	

表2 26年度 資金不足比率 ※（ ）は前年度数値。単位%

	資金不足比率
東久留米市比率	一 (-)
経営健全化基準	20.0 (20.0)

通交付税・臨時財政対策債などが含まれます。
資金不足比率は、事業規模に対する資金不足額の割合を示しています。東久留米市では下水道事業特別会計が対象となっており、26年度は資金不足額がないため、資金不足比率は「一（数値なし）」となっています（左表2参照）。

（3）実質公債費比率
実質公債費比率は、地方債元利償還金、公債費に準ずる債務負担行為など、実質的な債務全てに關係する償還額の標準財政規模に対する割合（過去3カ年の平均）を示しています。

（4）将来負担比率
将来負担比率は、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示しています。

※1 標準財政規模Ⅱ地方自治体の標準的な一般財源の規模を示す指標で、市税・普

通交付税・臨時財政対策債などが含まれます。資金不足比率は、事業規模に対する資金不足額の割合を示しています。東久留米市では下水道事業特別会計が対象となっており、26年度は資金不足額がないため、資金不足比率は「一（数値なし）」となっています（左表2参照）。

白色記帳、青色・白色決算の説明会を開催します

東村山税務署では、次の通り「白色申告者の記帳」や「青色申告決算書・収支内訳書の作成」についての説明会を開催します。ぜひご来場ください。

白色申告者記帳説明会

【日時】11月25日（水）・26日（木）の午前10時～正午、午後2時～4時
【会場】一般社団法人東村山青色申告会会館（東村山市本町3ノ8ノ16。☎042・394・4523）

青色・白色申告決算説明会

【日時】12月2日（水）①午前10時～正午が白色申告②午後1時半～4時が青色申告
【会場】市役所7階701会議室

【内容】「決算の仕方」を中心に、確定申告に当たっての留意事項、青色申告決算書・収支内訳書の作成要領や消費

さいわい福祉センターの「ご利用を」

就労移行支援事業
【対象】原則18歳以上の知的障害のある方で、企業などでの就労を希望し、採用が見込

【募集人員】若干名
【利用期間】訓練等支給付の支

【対象】次の①～③の全てに該当する方。①市内在住で家庭での入浴が困難な方②64歳以下で介護保険に該当せず、身体障害者手帳1・2級をお持ちの方③一定の医療行為が終了し症状が安定している方
【費用】1回600円
【申し込み方法】同センターへご相談ください。詳しくは同センター☎477・2711、ファクス（477・2750）。平日の午前9時～午後5時半へ。

精神障害者ショートステイ事業について

地域で生活する精神障害の方を日常的に見守りしているご家族が、急な用事などで不在になるときや、本人の気持ちが必要で、休息が必要となったときなどに利用できる「ショートステイ事業」があります。主に専用居室に宿泊し、地

域で生活が継続できるよう支援します。事業の利用には市の登録が必要で、利用者負担などが生じます。詳細は、障害福祉課地域支援係（市役所1階）へご相談ください。詳しくは同係☎470・7747へ。

は用意していません。車での来場はご遠慮ください。ご来場の際には、筆記用具を携行してください。詳しくは東村山税務署個人課税第1部門指導担当☎042・394・6811（内線412）へ。
※自動音声案内に従い「2」番を選択してください。

市税などの納付にご協力ください
11月30日（月）は、国民健康保険第5期、後期高齢者医療保険料第5期の納期限です。最寄りの金融機関・ゆうちょ銀行（郵便局・コンビニ）でお納めください。詳しくは納税課☎470・7729へ。

【活動内容】就労に向けた訓練および支援
【申し込み方法】希望する方は、障害者総合支援法に基づく手続きが必要となりますので、同センターへご相談ください。
入浴サービス（機械浴）
【対象】次の①～③の全てに該当する方。①市内在住で家庭での入浴が困難な方②64歳以下で介護保険に該当せず、身体障害者手帳1・2級をお持ちの方③一定の医療行為が終了し症状が安定している方
【利用回数】月2回
【費用】1回600円
【申し込み方法】同センターへご相談ください。詳しくは同センター☎477・2711、ファクス（477・2750）。平日の午前9時～午後5時半へ。



市長 並木克巳

東久留米の魅力を探して

皆さんこんにちは。11月となりましたが、いかがが経過していますか？さて皆さん、東久留米市の名所はどこかご存じですか？または、皆さんにとっての名所はどこですか？市内には水とみどりにより恵まれた自然に由来する名所、また景色や歴史などに由来する名所などがあります。南沢湧水群や竹林公園、小山台遺跡公園や富士見テラスなどはその典型です。



7年ぶりに水をたたえた「さいかち窪」

先日、さいかち窪（小平霊園内）に水が湧いたと市民の方から写真を提供して頂き、現地を視察してまいりました。平成20年以來7年ぶりに水が湧きました。いつ水が湧くか分からない幻の湧水地は、とても神秘的な名所と言えます。さて、名所については、ただ今「東久留米みよ探偵団」を開催中です。市民の皆さんが暮らす普段の生活の中から魅力の再発見をお願いしております。携帯電話などで撮った写真で気軽に参加できます（28年1月7日〈木〉まで受け付けております。参加方法は市ホームページでご確認ください）。まだまだ、東久留米にはいろいろな名所が隠れているかもしれません！皆さんが普段何気なく過ごしている中に、世界ではビックリするような魅力が隠されているかもしれません。ほっこりやびっくり、感動や笑い、さまざまな魅力が、市内にはあふれていると思います。皆さんの総力を挙げて、そんな新たな「東久留米の魅力」を探し出してみてください。



フェイスブックで写真の投稿を受け付け中

地域自立支援協議会について

地域自立支援協議会は、障害福祉関係者の連携や、相談支援体制の整備、地域での課題の共有化を行う場として、障害者総合支援法で、設置に努めるよう規定されています。本市では24年度に設置し、協議会委員は障害当事者・家族や学識経験者、関係者団体・相談支援事業所・公共機関からの代表者など16人で構成されています。詳しくは障害福祉課☎470・7747、ファクス（475・8181）へ。